

# ON COMMERCIAL COURTS IN INDIA

2015 年商事裁判所法は、一定の商事紛争を処理するための明確な手続の枠組みを確立し、インドにおける商事紛争の迅速な解決を可能にすることを目的に制定されました。本 FAQ では、インドにおける商事裁判所の構成および商事紛争処理の手続について、取り扱っています。

### 1. 商事紛争とは？

商事紛争には、商文書、商品やサービスの輸出入、海事、航空、インフラ、不動産、フランチャイズ、流通、ジョイント・ベンチャー、役員、株主、パートナーシップ、知的財産権、保険等、当事者間の商取引関係に起因するあらゆる紛争が含まれ、その解釈および裁定が行われます。また、法は、単に国家または行政機関が契約当事者であることを理由として、商事紛争として取り扱うことをやめてはならないことも明確にしています。

### 2. 商事裁判所の管轄は？

商事裁判所は、紛争における特定対象物の価値（特定価値）が 300,000 ルピーあるいは約 4,000 ドルを超える場合に、その管轄区域内で発生した商事紛争を扱う訴訟または申請を処理するための管轄権を有します。

### 3. 商事紛争における特定価値はどのようにして決定されますか？

特定価値の決定方法は事案毎に様々で、紛争において論点となっている事柄に関連します。



### 4. 法律上、商事裁判所はどのように規定されていますか？

法は、各州政府は、州の管轄権を有する高等裁判所と協議の上、地方単位で商事裁判所を設置することができるように規定しています。さらに、州政府は、高等裁判所が本来の民事管轄を行使する場合には、高等裁判所単位で商事裁判所を設置することができるように規定しています。

## 5. 高等裁判所における通常の原始民事管轄権とは？

インドの多くの高等裁判所は、民事紛争における上訴裁判所として機能しており、下級裁判所からの上訴を扱っています。しかし、デリー、ムンバイ、コルカタ、マドラス、ヒマーチャル・プラデーシュの 5 つの高等裁判所は、限られた地域を管轄する通常の原始民事管轄権を行使しています。すなわち、これらの高等裁判所は、新たな民事訴訟等を受理し、裁判所としての判決を行う、第一審管轄権を有します。

例えば、ムンバイ高等裁判所の第一審管轄権は、1980 年ムンバイ高等裁判所（原裁判所）規則に規定されている通り、グレーター・ムンバイの地域にまで及び、商事紛争を扱う原始民事管轄権を有しています。

## 6. 訴訟開始前の調停申請は、法律で義務付けられているのですか？

法において、当事者は、商事裁判所の手続を開始する前に、商事紛争の調停による解決を試みることに義務付けられています。ただし、紛争を開始した当事者が商事裁判所に暫定的救済を求める場合には、不要です。1987 年法務当局法にて規定されています。

## 7. 調停を開始する際の手続は？

商事紛争の当事者は、2018 年商事裁判所調停規則の Schedule 1 に規定されている Form-1 に従い、調停手続への同意申請を当局に提出します。当局は、紛争内容が地域的・金銭的管轄権を有し、商事性の性質を備えたものであると判断できた段階で、相手方当事者に対し、出廷および調停手続への同意を求める通知を発行します。相手方当事者が調停に同意した場合、調停人の選任に進みます。相手方が調停に同意しない場合や、回答の提出がなかった場合、当局はその旨を調停申請者に通知します。その後、当事者は、商事裁判所に対する手続を開始することができるようになります。



## 8. 調停のプロセスは？

当局が調停人を任命後、調停人は両当事者と協議の上、調停日時を決定します。調停手続の過程において、両当事者は調停人に和解案を提出します。当事者は、自身の提案の相手方への開示範囲について、調停人に指示を出すことが可能です。なお、和解案は、口頭または書面のいずれかの形式で相手方に通知します。当事者間において、双方が合意できる和解案が作成できた場合、和解条件は文書化され、仲裁判断と同等の効力を持つこととなります。

調停プロセスは、当事者が調停を申請した日から 3 ヶ月以内に完了する必要がありますが、必要に応じて、2 ヶ月間の延長が許可されることもあります。

## 9. 調停人が遵守すべき法律上の倫理的ガイドラインは？

調停規則において、調停人は以下のガイドラインを遵守することが定められています。

- a. 調停人は、調停プロセスにおいて誠実性・公平性を維持し、当事者との信頼関係および守秘義務に忠実でなければならない
- b. 調停人は、調停プロセスの手続的側面について当事者に周知し、適用される法律に則って調停を実施しなければならない
- c. 調停人は、商事紛争に関する金銭的またはその他の利害関係について、当事者に開示しなければならない
- d. 調停人は、当事者とのコミュニケーションにおいて不適切な行為を行ってはならず、結果の約束や保証をしてはならない
- e. 調停人は、調停が当事者の自己決定および自発的に合意に達する能力に基づいていることを認識しなければならない
- f. 調停人は、管轄内における調停の間を除き、当事者またはその代表者/代理人と個人的に会ったり、連絡を取ったりしてはならない
- g. 調停人は、メディアとの対話、調停中の紛争の詳細の公表、その他商事紛争の当事者の利益を害する可能性がある活動をしてはならない

#### 10. 商事裁判所が商事紛争を扱う際の手続は？

商事裁判所は、1908年民事訴訟法の下定められた手続に従って、商事紛争の裁定を行うことになっています。商事紛争には、効率的かつ迅速な方法で手続を行うことを目的とした、多くの手続規定が適用されます。

#### 11. 商事裁判所の裁定に対する上訴手続は、いつ、どのようにして行うのですか？

地方単位より下の商事裁判所令に対する上訴は、地方単位の商事上訴裁判所に対して行います。地方単位の商事裁判所または高等裁判所の商事部門からの命令は、高等裁判所の商事上訴部門に対して行います。法は、高等裁判所の商事裁判所または商事部の「決定」から、「判決」または「命令」の日から60日以内に、その高等裁判所の商事上訴部に上訴することができると規定しています。法はまた、商事裁判所の命令に対する上訴を扱う裁判所は、上訴の提起日から6ヶ月以内に上訴を処理するように努めなければならないと規定しています。

#### 12. 商事上訴裁判所とは？

商事上訴裁判所は、商事裁判所の命令/判決に起因する上訴を審理します。州政府は、地方および高等裁判所における商事上訴裁判所を設立します。

#### 13. 商事裁判所での中間命令に対して、民事上の修正申請や申立ては可能ですか？

法は、商事裁判所で可決された中間命令に対する民事上の修正申請や申立てを禁止しています。管轄権の問題を含め、商事裁判所の中間命令に起因する一切の不服申立ては、上訴においてのみ提起することができます。

#### 14. データの収集・開示の手続は？

法は、裁判所が統一された形式で体系的にデータを収集し、公表することを規定しており、詳細は2018年商事裁判所統計データ規則において規定されています。この規定は、高等裁判所に対して、提

訴された訴訟、申請、上訴、訴状の数に関する統計データを維持し、公表することを義務付けています。

#### 15. 略式判決とは？

裁判所は、略式判決の手続によって、口頭証拠を記録することなく、商事紛争への裁定を下すことが可能となります。裁判所は、原告または被告がそれぞれその主張または抗弁において実質的に成功する見込みがなく、かつ、裁判所が口頭証拠を記録するためにやむを得ないその他の理由が存在しない場合に限って、略式判決を下すことができます。

#### 16. ケースマネジメントヒアリングとは？

当事者が文書の承認または否認の宣誓供述書を提出した後、裁判所は、ケースマネジメントヒアリングを経て、裁判実施のタイムラインを確定することが求められます。その過程において、裁判所は、以下日付の目安を設定します。

- a. 証拠の宣誓供述書が当事者によって提出される日
- b. 証人の口頭証拠が裁判所にて記録される日
- c. 書面による弁論が当事者によって裁判所に提出される日
- d. 口頭弁論が裁判所にて対処される日
- e. 口頭弁論に対処するためのタイムリミットの日

裁判所は、ケースマネジメントヒアリングの初日から6ヶ月以内に当事者の弁論を終了させることが求められます。

*免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商事目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。*

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、[jd@acuitylaw.co.in](mailto:jd@acuitylaw.co.in)までお気軽にお問い合わせください。